

那覇労働基準署からの
嬉しいお知らせ！

厚労省“スタートアップ労働条件”のサイトから 36協定・就業規則・変形労働時間制等、 各種届の電子申請ができるようになりました！

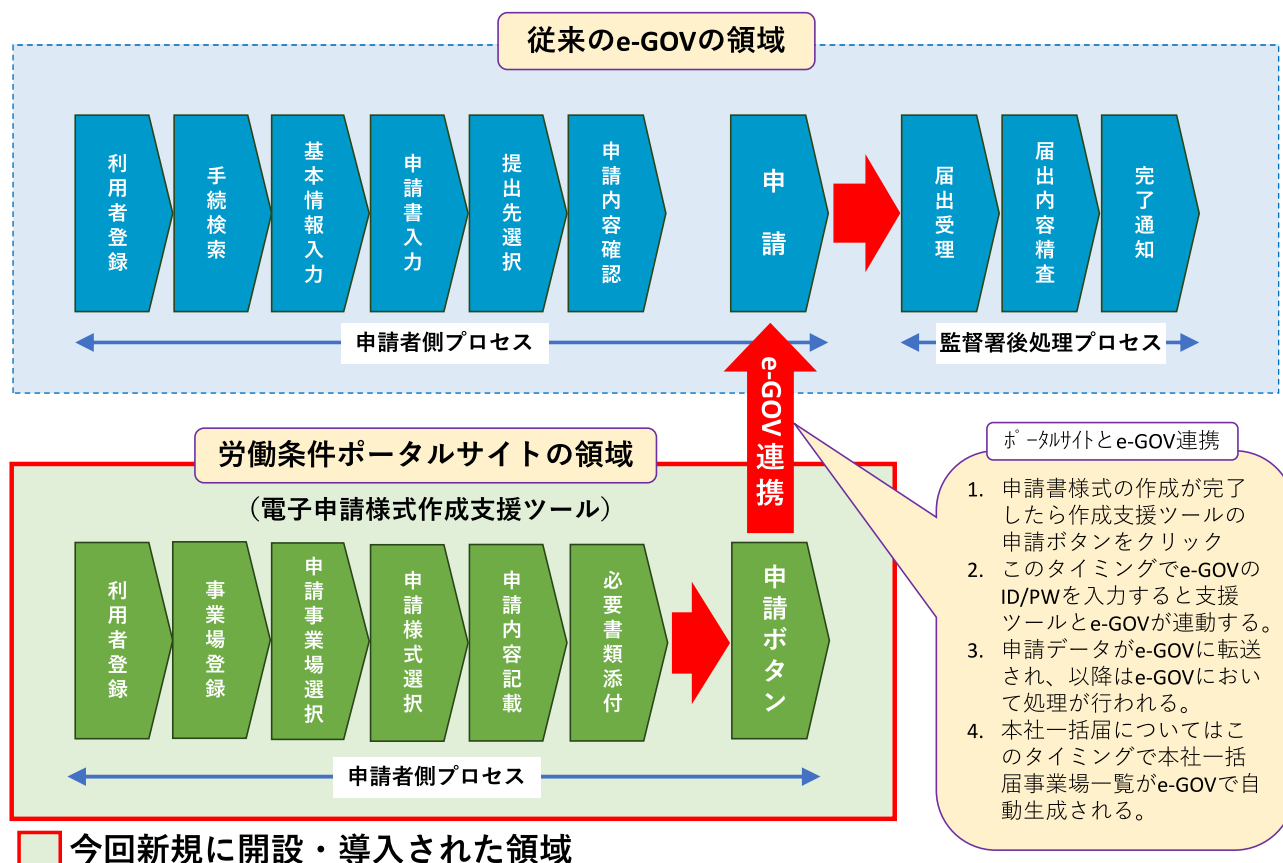
1. スタートアップ労働条件(ポータルサイト)から届出を作成することによる10のメリット！

- ① 様式作成時のチェック機能の充実により入力ミス・モレによる返戻が減少します。
- ② 一度登録した事業場情報が都度再活用でき、届出作成時間が短縮できます。
- ③ 申請複写機能(前回の申請データの複写)が追加され、届出作成時間が短縮できます。
- ④ 申請リマインド機能が追加され、申請忘れ・漏れを防止できます。
- ⑤ 作成が完了した届出様式が格段に見易くなりました。(視認性の向上)
- ⑥ 変形労働時間制の勤務カレンダー等、添付書類の自動生成機能が追加されました。
- ⑦ 本社一括届の対象範囲が拡大され、対象事業場一覧の作成が不要※になりました。
- ⑧ 本社一括届の管轄署自動選択機能の追加により管轄署の選択ミスが無くなります。
- ⑨ 操作マニュアルがサイト内に格納され、マニュアルが活用し易くなりました。
- ⑩ 全体的にツールの操作がシンプルで分かり易くなりました。

※ポータルサイトを利用した場合、対象事業場一覧表はe-GOVで自動生成されます。(次ページ「ポータルサイトとe-GOV連携」参照)

1

2. スタートアップ労働条件(ポータルサイト)からの申請の流れ



2

3. スタートアップ労働条件サイトへのアクセスと会員登録方法



《会員登録手順》

1. スタートアップ労働条件へのアクセス方法

https://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/support_1.html

※上記URL又は右のQRコードからポータル画面を表示ください。



2. 「会員登録及びログイン方法について.pdf」をクリックする。

スタートアップ労働条件を利用するための会員登録マニュアル(「会員登録及びログイン方法について」)が表示されるので、マニュアル記載の手順に従って会員登録を実施ください。

- (1) GbizIDを作成する場合⇒マニュアルP2～P8を参照。
(2) GbizID*を作成しない場合⇒マニュアルP9～P13を参照
※上記(1)又は(2)の何れの方法でも可です。

*GbizIDとは？

すべての事業者を対象とした行政システム用の共通認証システムのことで、アカウントを作成すると、複数の行政サービスにログインでき、補助金申請、社会保険手続、各種認可申請など業務上の電子届出や申請に使用できます。

重要！

スタートアップ労働条件から電子申請するには上記の会員登録に加えて、**e-GOV電子申請**のアカウント登録も必要です！

*e-GOV電子申請とは？

電子申請とは、紙によって行われている申請や届出などの行政手続を、インターネットを利用して自宅や会社のパソコンを使って行えるようにするものです。スタートアップ労働条件から電子申請する場合は**e-GOVとの連携**が必要になりますので、**スタートアップ労働条件の会員登録とe-GOV電子申請**のアカウント登録が必要になります。

■**e-GOVアカウント登録**及び仕組みの詳細については下記厚生労働省のサイトを参照ください。

<https://shinsei.e-GOV.go.jp>



3

4. 電子申請様式作成支援ツールに関するお問い合わせ先

◇「アカウントの作成方法がわからない」、「ツールを操作していたらエラーが表示された」等のツール操作に関する問い合わせについては、以下の厚労省受託者の窓口までご確認くださいませよう
お願いいたします。

委託先：株式会社広済堂ネクスト 電話：03-4500-1723（対応は平日9時～17時）

◇「届出等の記載方法や法令・制度について教えて欲しい」、「本社一括届について教えて欲しい」等の法令・制度に関する問い合わせについては、従前のとおり
那覇労働基準監督署までご連絡いただきますようお願いいたします。

那覇労働基準監督署 方面 電話：098-868-8033



5. e-GOVに関するお問い合わせ先

◇事前準備や操作方法などに関するお問い合わせの場合、まずはe-GOV (<https://shinsei.e-GOV.go.jp>) のTOPページの「ヘルプ」や「よくある質問 (FAQ)」をご確認ください。
その上で、ご不明な点は下記e-GOV利用者サポートデスクにお問い合わせください。

e-GOV利用者サポートデスク

■Webお問い合わせ：<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/contact>

■電話番号：050-3786-2225（通話料金のご利用の回線により異なります。）

受付時間：4・6・7月 平日 9時～17時 土日祝日 9時～17時
5・8～3月 平日 9時～17時 ※土日祝日、年末年始は休止